

平成 28 年度
社会福祉法人 北九州市福祉事業団事業計画

平成28年度は、第2次の中期計画の初年度として、サービスの充実、人材の確保・育成、健全な財務運営、地域社会への貢献に重点的に取り組むことによって、経営基盤の安定を図るほか、国による社会福祉法人制度改革等変化する経営環境に対応していく。

指定管理施設の58所は、市に提案している事業を計画的に実施していくが、新しく指定管理期間が始まる総合療育センター、ひまわり学園3所、勤労青少年ホーム3所、かざし園、総合療育センター西部分所については、新規に提案した事業等社会情勢や市民ニーズに対応した事業展開を図る。

小池学園については、指定管理施設から団立施設への移行に向けて、市が策定した基本計画の円滑な実施のため、市と協議しながら施設の再整備を進めていく。

団立施設のうち保育所15所は、国・市の指導に沿って待機児童対策を始め安全・安心で安定した運営に努める。特に保育士の確保と育成に重点的に取り組むほか、老朽化した施設の改修、改築を着実に進めていく。

また、地域福祉の向上・増進に貢献するために自主財源で実施してきた社会貢献事業や職員の提案事業等は、これから社会福祉法人に求められる「地域社会への貢献」の趣旨に沿って積極的に事業を展開する。平成28年度は、高齢者の生きがいをづくり支援事業「虹のふもと」を幅広い市民にPRするため、サテライトスペースを地元商店街の協力を得て新たに開設するほか、社会生活に困難を抱える若者の就労支援事業も引き続き充実させていく。

1 運営施設等

平成28年度は10種75施設を運営する。そのうち、指定管理者として運営する施設は58施設（障害児7、高齢1、児童館42、保育所1、緑地保育センター2、障害者スポーツセンター、介護実習・普及センター、勤労青少年ホーム3）、事業団立として運営する施設は16施設（障害者施設1、保育所15）、その他市から受託して運営する施設としてレインボープラザがある。（運営施設一覧は9～10頁に記載。）

(1) 障害児施設（2種7施設）

① 小池学園〔福祉型障害児入所施設：定員60人〕

主に知的障害や発達障害のある幼児、児童を対象とした入所施設として、自立した社会生活に必要な知識や技能の指導・支援の充実を図る。また、施設の機能と専門性を活かした家族支援と地域支援を実施する。

中でも、心理指導担当職員による個人を対象とした心理ケアを昨年度に引き続き実施し、虐待等による心的外傷のある入所児童への支援を充実し、精神面の安定を図る。

放課後等デイサービスについては、余暇の充実を基本とする余暇部門とソーシャルスキルトレーニングを基本とする療育部門に分けて実施し、利用者のニーズに応じたサービスを提供する。

施設の再整備については、定員60人から40人への見直しに伴う設計に着手し、市と協議しながら着工を目指す。

ア 入所

- ・ 障害児入所支援
- ・ 短期入所事業（ショートステイ）

イ 自立支援

- ・ 生活訓練
- ・ 職場実習

ウ 地域支援・家族支援

- ・ 放課後等デイサービス事業（余暇支援及び療育支援）
- ・ 日中一時支援事業（日帰りショート）
- ・ 外来相談事業
- ・ 巡回相談事業（保育所・放課後児童クラブ等）
- ・ 発達支援セミナー
- ・ 木育広場（優良玩具を通しての子育て支援/保育所・市民センター等）

② 総合療育センター 2種2施設〔医療型障害児入所施設（足立園：定員 80 人）・児童発達支援センター（にこにこ通園：定員 50 人）〕、外来診療部門

心身の発達障害に対応する専門施設・医療機関として、他施設・他機関との密接な連携のもと、障害のある方々とそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援及びサービスを提供する。今年4月の西部分所開設に伴い、児童発達支援センターは、2施設から1施設となり、名称を「ひよこ通園」から「にこにこ通園」に変更した。

また、昨年度から「福岡県小児等在宅医療推進事業」を受託し、北九州地区の障害のある子どもたちが、在宅で生活するための医療支援について研究、協議を行っている。本年度も継続して、在宅の支援に関わる他職種向けの研修会や小児科医を中心とした「北九州地区小児在宅医療推進会議」を開催する。

「在宅の重症心身障害児の入浴に関する調査及び研究開発」については、本年度も提案事業として取り組む。

施設再整備については、市が策定した基本計画に沿って、平成30年度の本体開所に向け、医療スタッフの確保など運営体制づくりの準備を市と連携しながら進める。

ア 入所・入院

- ・ 足立園〔障害児入所支援・療養介護・短期入所事業（ショートステイ）〕

イ 通所

- ・ にこにこ通園（児童発達支援センター）
- ・ ナイスデイ（児童発達支援事業・生活介護）

ウ 外来

- ・ 小児科、内科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、精神科、児童精神科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、歯科、小児歯科、矯正歯科

エ 地域支援・サービス

- ・ 日中一時支援事業（日帰りショート）
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 障害者相談支援事業
- ・ 在宅心身障害児（者）家庭訪問指導事業
- ・ 一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 障害児相談支援事業

- ・ 特定相談支援事業
- ・ 乳幼児発達相談指導事業
- ・ 発達障害者支援センター運営事業

③ 総合療育センター西部分所 1種1施設〔児童発達支援センター(きらきら通園：定員40人)〕、外来診療部門

市内西部地域における通所、外来の利便性を向上させるため、今年4月から新たに開所し、総合療育センター本体と一体となって、より地域に密着したサービスを提供する。

ア 通所

- ・ きらきら通園（児童発達支援センター）

イ 外来

- ・ 小児科、内科、整形外科、リハビリテーション科、歯科、小児歯科

ウ 地域支援・サービス

- ・ 障害児等療育支援事業

④ ひまわり学園 3施設〔児童発達支援センター(引野ひまわり学園：定員50人、若松ひまわり学園：定員30人、到津ひまわり学園：定員50人)〕

発達に遅れがある、又は配慮を要する幼児の通所施設として、個別支援計画のもと、利用児一人ひとりの発達の状態や特性、家庭状況に応じた支援を提供する。

また、地域に在住する発達が気になる幼児やその家族に対し、「短時間通園」でのグループ療育や保育所・幼稚園などの所属機関に出向き、指導・助言を行う「保育所等訪問支援」を実施する。さらに、保育所・幼稚園の職員を対象とした勉強会の開催など、積極的に地域支援を行っていく。

ア 通所

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 障害児等療育支援事業（外来療育指導事業）
- ・ 短時間通園事業

イ 地域支援

- ・ 巡回相談事業
- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 特定相談支援事業

(2) かざし園〔特別養護老人ホーム：定員55人〕

在宅で介護を受けることが困難な、概ね65歳以上の要介護状態の高齢者の入所施設として、利用者一人ひとりが個々の能力に応じた日常生活を送ることができるよう支援する。

また、本年度も地域住民を対象とした「地域サポート事業」や「かざし健康づくり事業」などを実施するほか、新たに「ふれあいネットワーク活動」への支援など、地域連携・地域支援を行う。

併せて、社会福祉研修所の「認知症介護実践者等研修」（北九州市からの受託事業）への講師派遣など、認知症介護技術の向上に寄与する。

ア 入所

- ・ 利用者支援
- ・ 短期入所生活介護事業

イ 地域連携・地域支援

- ・ 地域サポート事業
- ・ かざし健康づくり事業
- ・ 若年性認知症サポート事業
- ・ 「ふれあいネットワーク活動」への支援
- ・ 市民後見人としての地域支援

ウ 認知症介護実践者等研修

- ・ 社会福祉研修所への講師派遣

(3) ひよりの丘〔障害者支援施設（施設入所：定員 50 人、生活介護：110 人）、共同生活援助事業〔グループホーム〕：57 人〕

主に知的障害者の入所支援施設として、利用者に安心・安全で快適な生活環境を提供し、個人のニーズに応じた個別支援計画に沿って、豊かで人権に配慮された生活を送れるよう必要な支援を実施する。また、地域社会との繋がりを深めるため、相談事業など専門性を活用した地域支援、及び情報の発信に努める。

ア 入所

- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活援助事業（グループホーム）

イ 日中活動

- ・ 生活介護事業

ウ 地域支援

- ・ 短期入所事業（ショートステイ）
- ・ 日中一時支援事業（日帰りショート）
- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 特定相談支援事業
- ・ 外来相談（個別）事業

(4) 保育所 16 施設

「子ども・子育て支援新制度」に沿って、事業団立保育所 15 所と指定管理保育所 1 所（八幡東さくら）の運営を行い、多様なニーズに対応した子育て支援サービスを実施する。市の「元気発進！子どもプラン（第二次計画）」における待機児童対策の一環として、2月に新園舎が完成した折尾丸山保育所では、定員を 100 人から 120 人に増員するとともに、新たに一時保育を開始した。保育士の育成に力をいれ、人材育成やチーム力向上のための体制づくりを強化する。また、人材確保のため、保育士養成機関に対し実習生の受入や講師派遣を積極的に行う。

さらに、小中学生の保育士体験事業の実施や学校への出前講演を行うなど、将来の保育士の育成にも関与する。

保育所の施設整備については、楠橋保育所が平成 26 年度より大規模改修を行っており、本年度は建物内部の改修を行う。

ア 保護者への子育て支援（16 所）

- ・ 11 時間開所
- ・ 延長保育（19 時まで：15 所、20 時まで：1 所 [あじさい]）
- ・ 障害児保育

イ 地域における子育て家庭への支援

- ・ 一時保育 8 所（八幡東さくら・深町どんぐりのもり・うさぎ・沢見あやめ

のもり・二島・みなと・あじさい・折尾丸山)

- ・ 休日保育 3所 (みなと・八幡東さくら・到津)
 - ・ 未入所親子へ保育所開放 16所
- ウ 指定管理保育所の事業運営 (八幡東さくら保育所)
- 地域における子育て支援拠点保育所として、地域性を活かした特色のある事業運営を行う。
- ・ 未入所親子を対象とした「さくらキッズルーム」の運営
 - ・ 地域の子育て家庭を対象とした育児講座、育児相談
 - ・ 前田市民センターとの連携による行事参加や行事開催
 - ・ 「子育てサポーター養成講座」の開催と終了後サポーターとしての活動

(5) 児童厚生施設 44施設

① 児童館 42館

児童に健全な遊びを提供し、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設として、安全で安心して気軽に楽しめる児童館をめざし、地域の意見を聴いて、地域とともに児童館の運営に取り組む。

- ・ 児童の健全育成
- ・ 児童館内放課後児童クラブ事業 (32館)
- ・ 親子ふれあいルーム事業 (10館)
- ・ 親子ふれあいサロン (4館)
- ・ 体力増進指導 (巡回親子体操教室等)
- ・ 親子体操教室 (コアラくらぶ)

また、「子ども・子育て支援新制度」等の国・市の施策動向に歩調を合わせながら、次の6項目について重点的に取り組みを進める。

- ・ 子育て支援の提供
- ・ 地域との密接な連携
- ・ 環境活動
- ・ 職員の資質と専門性の向上
- ・ 利用者への情報提供
- ・ 安全・安心への取り組み

② 緑地保育センター 2施設：宿泊定員 各100人

保育所や幼稚園などのお泊まり保育や日帰り遠足で利用する施設として、子どもたちが豊かな自然環境の中で集団生活・宿泊を体験することにより創造性、自主性、協調性を養うことに重点を置きながら事業を展開する。

また、保育所、障害児施設等の専門性を持った人材を配置するほか、職員の資質の向上を図り、利用者満足度の高い施設運営を行う。

ア 子育て支援

- ・ 親子宿泊
- ・ ファミリーレクリエーション
- ・ 障害児日帰り遠足

イ 環境活動

- ・ 自然環境を活かし、命や自然の大切さ、環境についての関心を深める保育を提供する。さらに、小動物や植物の観察、エコ工作・自然物を利用した工作プログラム等を実施する。

ウ その他の活動

- ・ 利用施設の職員に自然に対する知識を深める講習を行い、緑地保育センターの利用促進を図るため緑地保育セミナーを開催する。
- ・ 全国にある、類似施設相互の情報交換や指導技術の研究を行い、広く野外保育の推進を図る。

(6) 障害者スポーツセンター〔障害者体育施設〕

障害者スポーツの中核施設として、障害者及び一般の方へのプログラム提供、障害者のスポーツ相談などを行い、障害者の体力増進・機能回復・残存機能の維持・向上を図るとともに、広く市民の利用促進を図る。

また、スポーツ活動を通じた社会参加を促すため、巡回スポーツ教室を実施し、活動の場を提供する。

さらに、本市の障害者スポーツ振興を担う北九州市障害者スポーツ協会との密接な連携・協働により、障害者スポーツへの理解と振興を積極的に推進する。

- ・ 障害者及び一般の方へのプログラム提供
- ・ 障害者のスポーツ相談
- ・ 国際大会、各種大会の運営
- ・ 健常者と障害のある方の交流促進事業
- ・ 生涯スポーツの支援
- ・ スポーツボランティアの育成

(7) 福祉用具プラザ北九州〔介護実習・普及センター〕

市民への介護知識や技術の提供、福祉用具の普及啓発の拠点施設として多様な事業を展開し、高齢者や障害者（児）が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる街づくりを目指す。

- ・ 高齢者、障害者の自立生活を支える福祉用具の普及
- ・ 介護者の負担軽減を図る技術や機器の普及啓発
- ・ 関係機関への福祉用具等を含む技術支援の充実
- ・ 訪問を含む福祉用具の適合などの相談支援の充実
- ・ 人が人を持ち上げない介護（ノーリフトポリシー）の普及
- ・ 中途視覚障害者緊急生活訓練事業
- ・ 高齢者排泄相談事業
- ・ すこやか住宅改造事業訪問診断業務
- ・ 百万人の介護予防事業
- ・ 介護・生活支援ロボット普及促進事業
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業

(8) 勤労青少年ホーム 3施設

勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に実施する施設として、勤労青少年の自立支援に必要な事業を行うとともに、余暇活動、グループ活動、ボランティア活動など勤労青少年の自主的な活動の支援を行う。

また、社会生活を営むうえで困難を抱える若者の自立に向けた支援を行うため、子ども・若者応援センター「YELL」と連携して、「しごとレク体験塾」や「バイトライ」など就労体験型のプログラムを実施する。

さらに、地域の社会資源としての役割を果たすため、地域に根差した行事や利用団体の交流等幅広い事業を行い、地域住民の利用促進を図る。

- ア 勤労青少年に対する支援
- イ ニートやフリーター等の若者に対する自立支援
- ウ 地域住民の交流・活動等支援
- エ 貸館事業

(9) レインボープラザ

福祉・教育文化活動、地域づくり推進の拠点施設として関連する公的団体等が入居しており、安全で健全な管理運営を行う。また、公平・公共性をもって貸会議室等の利用を促進する。

- ・ 入居団体 公的団体 9 団体 テナント 9 社
- ・ 貸会議室 10 室
- ・ 有料駐車場 61 台

2 受託事業等の実施

(1) 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）

社会福祉施設等や介護保険サービスの従事者を対象にして、時代の要請と福祉職場の研修ニーズに応えるため、市や関係機関と連携を図り、効果的かつ効率的な研修事業を推進する。

研修実施にあたっては、福祉従事者等に求められる職業倫理や心豊かな人間性の醸成、専門性の向上、社会の変化に対応できる福祉人材の育成等を目標として、研修生参加型の実践的な研修とする。

また、研修の効果測定を行い、企画の充実に反映するとともに、受講の積み重ねによる気づきから、組織人としての帰属意識を高め、人材定着の促進につながるよう、地域福祉の質の向上を担う。

(2) 介護認定審査会補助業務

市から受託した介護認定審査に関わる事前・事後処理業務を適切に処理し、介護認定審査の公平・公正かつ効率的な運営をサポートする。

(3) 介護保険訪問調査業務

市内全域及び遠賀郡・中間市・苅田町・行橋市・みやこ町地区の施設等に居住する市民の「施設利用者及び在宅者の更新申請に係る訪問調査業務」を市から受託し、支援センター八幡分室、小倉北分室、小倉南分室、戸畑分室を拠点にして、訪問調査業務を円滑に遂行する。

(4) 障害支援区分認定事務

障害者総合支援法の障害支援区分認定審査に係る訪問調査や審査会運営の補助業務を市から受託し、認定審査の公平・公正かつ効率的な運営をサポートする。

(5) 地域包括支援センターへの関与

市の地域包括支援センターに、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び社会福祉士を出向させ、市の介護保険制度の一翼を担う。

(6) 地域担当看護職員活動事業

市民センター等で行われる保健福祉事業の補助的役割を担当し、保健福祉に関する各種教室や相談業務など開催時の一部業務を行うとともに、各種健診受診者へ電話連絡や訪問による指導を行う。

(7) 介護予防ケアマネジメント支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント B、C のケアプラン原案作成や総合事業によるサービスを利用する必要があるが、経過的に状況等を観察する必要がある

ある場合に、当該者の状況把握や、セルフプランの作成支援などを行う。

(8) のびのび赤ちゃん訪問事業

区役所から比較的療育リスクの低い妊産婦や新生児・乳児の家庭を訪問し、保健・栄養指導や育児支援等を行う事業を市から受託し実施する。

(9) 介護報酬請求事務

各区役所統括支援センターに1～2名の職員を配置し、介護保険の要介護認定で「要支援1」「要支援2」に認定され、地域包括支援センターで介護予防サービスのケアプランを作成したものについて、国民健康保険団体連合会へ介護報酬請求を行う。

(10) 皿倉放課後児童クラブ

「子ども・子育て支援新制度」に沿った運営を行う。利用児童の「安全の確保」を第一に考えるとともに、障害児の受け入れや個人情報保護、災害時等の対応に関する各種マニュアルを整備する。また、職員研修等により専門性を高めることで、利用児童の健全育成に取り組んでいく。

(11) 子ども・若者応援センター「YELL」

社会生活を営むうえでさまざまな「困難」を抱えた、概ね15歳から39歳までの子ども・若者の自立に関する相談に応じ、関係機関への紹介及び必要な情報の提供や助言等支援を行う。

併せて、勤労青少年ホーム等と連携して、「しごとレク体験塾」、「バイトライ」等の若者の自立を支援するための社会参加プログラムを実施する。

(12) 社会貢献事業「高齢者生きがいづくり支援事業」

地域高齢者の交流や健康増進の支援を目的に、レインボープラザ1階の「虹のふもと」において、授産品の販売や講座等のイベントを障害者の就労支援等についてノウハウを持つNPO法人との協働事業として実施する。

また、子ども・若者応援センター「YELL」と連携して、就労の準備段階にある若者の就労体験の場として活用する。

本年度は、「高齢者生きがいづくり支援事業」の一環として、試験的に中央町商店街の一角に「虹のふもとサテライトスペース」を設置して、福祉用具の展示・紹介、介護予防などの講座等を開催し、社会貢献事業の拡充に取り組む。

3 その他事業の実施

(1) 第13回北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業

市が「バリアフリーのまちづくり」の象徴として、障害者スポーツの普及を目的に開催している同大会の実行委員会事務局を担当する。

市民参加による「手作りの大会」を目指すとともに、2020年の東京パラリンピックに向けて国内選手の競技力向上及び国際交流の促進を図っていく。

- ・開催期間 平成28年11月18日（金）から11月20日（日）までの3日間
- ・会場 市立総合体育館
- ・同時開催 全日本ブロック選抜車椅子バスケットボール選手権大会
北九州市小学生車椅子バスケットボール大会